

内部統制システム構築義務違反を理由として取締役 個人が賠償責任を負うべきか

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: HAYAKAWA, Sakuya メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24517/00063884 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



内部統制システム構築義務違反を理由として 取締役個人が賠償責任を負うべきか

早川 咲耶

1. はじめに

会社の従業員による違法行為が行われた場合、会社への使用者責任（民法715条）追求とは別に、当該違法行為に関与していない取締役が、当該違法行為の被害者から直接に損害賠償責任を追求されることがある。この場合、取締役の会社法上¹の責任根拠としては、監視義務違反と内部統制システム構築義務違反を用いられることが多い²。

取締役に対する個人責任追及方法としては、対会社責任を追及する方法（会社法423条1項）と対第三者責任（会社法429条1項）を追及する方法とがあるが、特に投資被害事案では、原告が高齢者であったり、投資の失敗で生活原資を失ったりした「被害者」であることからか、原告に賠償金が直接に支払われうる対第三者責任を追及する事例——そしてその根拠として内部統制システム構築義務違反を主張する事例——が散見される³。従来は、内

1 本稿では監査役（会）設置会社を想定し、取締役会非設置会社、委員会型設置会社・監査等委員会設置会社は基本的に対象としない。指名等委員会設置会社および監査等委員会設置会社における監視義務・内部統制システム構築義務が、監査役（会）設置会社で求められる監視義務・内部統制システム構築義務とどのような相違点・共通点を有するのか、という点は別途問題となりうるが、本稿の対象からは除外する。

2 有価証券届出書の虚偽記載（金融商品取引法18条1項・21条1項）等の場合にも、会社役員は個人責任を負うが、本稿の対象検討からは除外する。有価証券報告書の虚偽記載を原因として会社役員の個人責任が問題となった最近の事案として東京地判平成28年12月20日資料版商事法務396号171頁（FOI事件）など。

3 その他、役員が直接関与していない行為に対して当該役員の対第三者責任が問題となる事例としては、週刊誌等による名誉毀損事件（最判平成17年11月10日民集59巻9号

部統制システム構築義務違反による役員の個人責任は認められにくいとされていた⁴が、最近の下級審では取締役の個人責任がしばしば認められるようになってきている。

本稿では、このような内部統制システム構築義務違反を取締役の第三者に対する損害賠償責任の論拠として用いることが妥当かという問題意識から、以下の通り検討を行う。まず、取締役個人が負う内部統制システム構築義務について、監視義務と比較しながら確認をし (2)、アメリカ法における内部統制システム構築義務との比較を行い (3)、最近の日本の裁判例⁵について概観した上で (4)、従業員による違法行為を原因として取締役個人に対して内部統制システム構築義務を根拠とした個人責任を認めることへの疑問を提示したい。

2. 日本法における内部統制システム構築義務

(ア) 内部統制システム構築義務の導入

いわゆる内部統制システムの構築⁶については、会社法制定前は委員会等

2428頁など) や環境保護規制違反事件 (東京地判平成27年4月23日金判1478号37頁) などがある。

- 4 南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任—法令遵守体制構築義務を中心に」私法74号267頁以下 (2012) 267頁、澤口実=奥山健志編『新しい役員責任の実務 第3版』(商事法務、2017) 148頁など。
- 5 内部統制構築義務違反が問題となった近年の裁判例 (金融商品販売関係事案に制限し、週刊誌等による名誉毀損事件などは対象から外す。) を検討する。
- 6 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(会社法348条4号・362条4項6号・会社法施行規則98条・100条、同法399条の13第1項1号ハ・同規則110条の4第2項2号)「監査委員会の職務の執行のための必要なものとして法務省令で定める事項」(同法416条1項1号ロ・同規則112条1項)「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(同

設置会社のみの規定が置かれていたが（平成17年廃止前株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第1項2号）、会社法制定によって委員会等設置会社以外の会社にも規定が設けられることとなった。複数の取締役がいる取締役会非設置会社と取締役会設置会社とでは、内部統制システムの構築を取締役に個別委任できないと規定され（会社法348条3項4号・同362条4項6号）、大会社には内部統制システム体制の決定が義務づけられている⁷（同348条4項・5項）。

上記の通り、内部統制システム体制の決定が法文上義務づけられているのは、取締役会あるいは複数の取締役らに対してである。しかしながら、学説では内部統制システム体制の決定及びその運用が個々の取締役の職務範囲に含まれているとする立場が通説である⁸。江頭憲治郎教授は、内部統制システムを整備する義務を課せられている主体について「ある程度以上の規模の会社の代表取締役」と限定を加えているものの⁹、内部統制システム構築（機能）義務については取締役・監査役の善管注意義務の内容になるとしていることから¹⁰、やはり取締役一般の職務義務と位置づけていると解される。

裁判実務でも、大阪地判平成12年9月20日判例時報1721号3頁が「取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リ

法ホ・同規則2項）をまとめて「内部統制システム」とする。

7 あくまでも内部統制システム体制の整備の「決定」にすぎず、取締役ら（会）が内部統制システム不採用を「決定」するも認められることとなる。ただし、システム不採用の決定判断自体が、会社に対する善管注意義務・忠実義務に反するという評価を受ける可能性はある。（落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、2014）227-228頁〔落合誠一〕）

8 落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、2014）228頁〔落合誠一〕、江頭憲治郎『株式会社法 第8版』（有斐閣、2021）423頁など。取締役会の監督機能と取締役の監視義務が、取締役個人の内部統制システム構築義務の根拠となるとする立場もある（神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」法曹時報34巻4号1頁以下（1982）、13-15頁）。

9 前掲・江頭（2021）496頁。

10 前掲・江頭（2021）422頁。

スク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなす」として、内部統制システム構築義務が取締役個人の職務義務に含まれると判示し、その後の裁判例も多くが同じ判断を行っている。

(イ) 監視義務について

取締役の監視義務についても、やはりこれが取締役個人の義務であると規定する法令上の根拠は存在しない¹¹。ただし、比較的近年になって導入された内部統制システム構築義務とは異なり、会社の業務執行に対する取締役の監視義務は古くから認められてきた¹²。

取締役個人に監視義務があることを判示した最高裁判決は、最判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁である。同最判は、「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有する」と述べた。この最高裁判決は取締役個人に対して代表取締役の業務執行についての監視義務を認めているが、判決文言上は使用人等についての監視・監督を対象には含んでいない。学説では、代表取締役ら業務執行取締役の監視・監督義務は、従業員らの不正行為防止にまで及んでおり、当該義務は善管注意義務の一環としての適正な業務の執行を実現する義務（適正業務執行義務）に含まれると解されている

11 会社法362条2項2号、399条の13第1項2号、416条1項2号は、内部統制システム構築義務と同じく、取締役会（ら）の義務である。

12 昭和25年商法改正前から、取締役の業務執行は各取締役の監視・監督の対象とされていた（大森忠夫＝矢沢惇編『注釈会社法(4)』（有斐閣、1970）444頁〔本間輝雄〕）。

る¹³。他方で、非業務執行取締役の監視義務は、業務執行取締役らによる業務執行がその対象であって、従業員らの不正行為はその対象に含まれるとは必ずしも解されていない¹⁴。

(ウ) 小括

従業員による違法行為の結果として会社外の第三者に損害が生じた場合に、当該違法行為に直接関与をしていない会社の役員らに第三者への責任を追及するにあたっては、当該役員個人に任務懈怠が認められなければならない。

学説上、内部統制システム構築義務違反を理由とする取締役個人の損害賠償責任を肯定する立場が一般的である。しかしながら、日本の会社法において取締役個人に内部統制システム構築義務が課されていることが明文上明白であるとはいえない。また内部統制システム構築義務と監視義務との関係についても曖昧である¹⁵。さらに、内部統制システム構築義務の具体的な内容について、代表取締役・業務執行取締役と非業務執行取締役とで異なるのか共通であるべきなのかについても、十分な検討がなされているとは評しがたい。

3. アメリカ法¹⁶

20世紀半ばの時点では、アメリカにおいて取締役の内部統制システム構築

13 岩原紳作編『会社法コンメンタール 9』（商事法務、2014）254頁〔森本滋〕、龍田節＝前田雅弘『会社法大要 第2版』（有斐閣、2017）120頁、近藤光男編『判例法理 取締役の監視義務』（中央経済社、2018）7頁〔近藤光男〕など。

14 藤田友敬「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」尾崎安史他『上村達男先生古希記念 公開会社法と資本市場の法理』（商事法務、2019）357頁以下、371-372頁。

15 前掲・藤田（2019）

16 本稿では、日本会社法との対象比較のため、監視義務と内部統制システム構築義務に伴う個人責任に限定し、連邦法に基づく賠償責任（証券法11条など）や刑事罰（Sox法906条など）は除外する。

義務は否定されていた¹⁷。その後、企業の不祥事を契機として、海外不正慣行禁止法（1977）、内部者取引及び証券詐欺規制法（1988）などが制定され、さらにモニタリングモデルが提唱¹⁸され、ALIによるコーポレートガバナンス分析¹⁹が発表されるなど、取締役会の機能について、従来の業務執行機能よりも監督機能に注目が集まるようになる。

そして1996年のケアマーク事件（*In re Caremark Intern. Inc. Deriv. Lit.*, 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996)²⁰）によって、取締役会の内部統制構築義務が認められた²¹。本事件は、ヘルスケア企業ケアマーク社による医師への謝礼提供が発覚し、ケアマーク社は、刑事訴追され、郵便詐欺についての有罪を認めて罰金および損害賠償金を支払ったという事案である。ケアマーク社株主が株主代表訴訟を提起して会社役員の個人責任を追及し、和解することとなった。和解条項に必要な裁判所の承認を得るため、当該和解条項に対するデラウェア州衡平裁判所の審査がされた。

同事件でAllen判事は、「取締役会の義務には、適切な会社の情報システムの存在確保を誠実に行うことが含まれている」²²、「取締役会の継続的または組織的な監督の懈怠の場合——例えば、合理的な情報報告システムを全く構築しようとしなかったような場合——には、取締役の責任の要件である誠実性の欠如（the lack of good faith）が認められる。」²³「会社において要求される

17 *Graham v. Allis-Chalmers Mfg.Co.*, 188 A.2d 125 (S.Ct., Del., 1963)

18 Eisenberg, *The Structure of the Corporation: A Legal Analysis* (1976).

19 *Principals of Corporate Governance: Analysis and Recommendations* (1994).

20 邦文による解説としては、南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任(2)」北大法学論集 61巻4号53頁以下 (2010) 75-76頁など

21 Eisenberg教授も、内部統制システム構築の究極的な責任は取締役会にあるとする。
(Eisenberg, Melvin A. *The Board of Directors and Internal Control*, 19 *Cardozo L. Rev.* 237 (1997-1998), at 244-250.)

22 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996) at 970.

23 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996) at 971.

情報報告システムの詳細なレベルは経営判断の問題である²⁴と述べた。このケアマーク事件を受けて、以後の裁判では「誠実性の欠如」の有無が争われるようになった。ただし大規模公開会社などの場合には、SOX法やSEC規則などによって情報報告システムを構築されていることになっているので、ケアマーク基準による業務執行者の個人責任が認容される余地はほとんどない²⁵。

さらに2006年のストーン事件 (Stone v. Ritter, 911 A.2d 362 (Del. 2006)²⁶) において、内部統制システム構築義務違反を理由として如何なる場合に会社役員個人の個人責任が認められるかがより明確にされた。ストーン事件の事案は次のようなものである。銀行の従業員によってマネーロンダリング防止法違反行為が行われ、当該銀行がFinCEN (経済犯罪エンフォースメント・ネットワーク) への報告書提出を懈怠していたことなどを理由として、当該銀行と銀行の完全親会社A社に罰金 (4000万ドル)・民事制裁金 (1000万ドル) が課された。A社株主が、A社取締役 (含元取締役) に対して株主代表訴訟を提起した。

同事件の判決では、「誠実に行動しないことは、(取締役の) 責任を認めることになるだろう。なぜならば、誠実に行動するとの要請は、基本的な忠実義務の下位要素 (subsidiary element)、すなわち前提条件であるからである。」²⁷ 「誠実な行動義務は、注意義務や忠実義務のような独立した信認義務を構成するわけではない。注意義務と忠実義務の違反だけが直接に責任を導

24 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996) at 970.

25 Anne Tucker Nees, *Who's the Boss - Unmasking Oversight Liability within the Corporate Power Puzzle*, 35 Del. J. Corp. L. 199 (2010) at 238-239.

26 邦文による解説としては、南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任(3)」北大法学論集 61巻5号1頁以下 (2011) 10-14頁、近藤光男「従業員に対する監視義務と誠実義務」近藤光男=志谷匡史『新・アメリカ商事判例研究 第2巻』(商事法務、2012) 316-323頁〔近藤光男〕(初出: 旬刊商事法務1806号35頁以下 (2007)) など。

27 911 A.2d 362 (Del. 2006) at 369-370.

くことになる。」²⁸「事前警告（red flag）がない限り、監視に関する誠実義務が果たされたかどうか、取締役が合理的な情報・報告システムを確保したかどうかによって判断すべき」²⁹という判断が示された。つまり本判決は、内部統制システム構築を懈怠したことは忠実義務の下位要素である誠実義務の違反となるとしたのである。これによって義務違反取締役は、取締役の免責条項（デラウェア州法一般会社法102条b項7号参照）の適用が受けられないこととなる。さらに同判決は、①内部統制システム構築そのものを怠った場合、及び②内部統制システムについて、その稼働をことさらに監視せず、そのために社内の問題やリスクを認知しなかった場合には、信認義務違反となるとした³⁰。しかしながら、本判決は本件での会社の内部統制システムが不十分であったこと、及びその不備によって会社が5000万ドルの罰金を課されたことを認めつつも、本件の被告取締役が従業員の違法行為によって個人責任を負う可能性があることを示すに十分な事実を主張していないとして、「事前請求の無益性」がないとした当該事件における衡平裁判所の判断を支持した。同判決でデラウェア州最高裁判所は、「取締役が従業員の任務懈怠により個人責任を負うという主張は、会社法において、原告が勝訴判決を得ることは最も困難な論理である」³¹と述べている。

アメリカ法では、会社経営者個人に対して内部統制システム構築義務を課す明文根拠規定は存在せず、同義務を根拠として同経営者個人の損害賠償責任を認めた事例は見当たらないといえる。アメリカにおいては内部統制システム構築義務違反に基づく会社役員の個人責任追及は非常に困難であることがうかがわれる。

28 911 A.2d 362 (Del. 2006) at 370.

29 911 A.2d 362 (Del. 2006) at 373.

30 南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任（5・完）」北大法学論集62巻4号101頁以下（2011）123頁

31 911 A.2d 362 (Del. 2006) at 372.

4. 裁判例分析：内部統制システム構築義務違反と監視義務違反

(ア) はじめに

以下では、従業員による違法行為を直接の原因として、当該行為に直接の関与をしていない取締役の個人責任が追求された日本の最近の裁判例を検討する。取締役の個人責任を認めた裁判例として8件（イ）、否定した裁判例として3件（ウ）を提示している。

(イ) 【肯定例】

① 大阪地判平成23年10月31日判例タイムズ1401号188頁

従業員等の営業行為等を理由として主務省から行政処分（44日営業日の取引受託業務停止等）を受けた会社の従業員による適合性原則違反・不当勧誘行為について、取締役Y1（実質的代表取締役）、取締役（名目的代表取締役）Y2ら、監査役Y3らが社内体制構築とその他適切な措置を講ずべき職務上の注意義務を怠っていたとして損害賠償責任を認めた。

実質的代表取締役Y1については「過当営業行為を防止するための社内体制の構築その他の適切な措置を講ずべき職務上の注意義務」、すなわち内部統制システム構築義務違反を理由とした個人責任を認め、代表取締役としての地位にあったY2らについては、内部統制システム構築義務については特段触れず、単に従業員による過当営業行為を推進していたことについて任務懈怠を認容している。監査役Y3らについては「損害発生を防止する方策を講じる注意義務違反」を理由とした個人責任を認めている。

② 仙台地判平成24年3月28日先物取引裁判例集67巻95頁

多くの民事紛争を抱えていたオプションCDF取引について、従業員による不適切な情報開示、違法な勧誘行為があったと認定した上で、代表取締役Y1と取締役会長Y2（実質的経営者と認定）に対して会社法429条1項に基づく損害賠償責任（1410万余円）を認めた。さらに本判決は、営業部長であっ

たY3について「金融商品取引業者等の取締役には、会社の業務において従業員が顧客に対し、不適切な情報提供、勧誘行為をしないよう指導、監督する注意義務があるのみならず、代表取締役がかかる注意義務を怠っていないかどうか監視し、必要があれば代表取締役に対し取締役会を招集することを求め、又は自らそれを招集し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにするべき注意義務を負う。ところが、Y3は、……代表取締役であるY1が上記注意義務を怠っていないか監視し、怠っている場合にはこれを是正すべき注意義務を果たしていたとはいえない。そして、当該注意義務の重大な注意義務であるにもかかわらずY3は自らは名目上の取締役であるとの認識で当該義務を怠っていたのであるから、重大な過失があったというべきである。」として、代表取締役Y1の業務執行に対する監視・監督義務違反という任務懈怠が存在したと認めつつ、Y3が取締役であった期間にXの取引が無いので、任務懈怠とXの損害との間に因果関係がないとして個人責任を否定した。本判決は、Y3にも従業員への監督義務があるとしながら、代表取締役への監視義務違反のみを任務懈怠の根拠としている。

本件は、代表取締役への監視義務違反を理由として、取締役の個人責任を認めた事案である。

③ 東京地判平成24年10月26日先物取引裁判例集67号76頁

商品先物オプション取引について、従業員による適合性原則、説明義務違反が認定され、コンプライアンス担当取締役Y1、営業担当常務取締役Y2、経理担当取締役Y3、無担当取締役Y4に対して損害賠償責任³²（X1：402万円、X2：288万余円）が認められた³³。

32 根拠条文が不明であるが、主観的要件についての認定が一切ないことから、おそらく会社法429条1項ではなく民法の不法行為に基づく損害賠償責任であると推測される。

33 X2からの請求がなかったため、平取締役はX2に対しては賠償責任を命じられていない。

本判決は、Y1について「コンプライアンス体制を整備していたとしても、実効性のあるものとして機能していないことが窺われる。また、以上のことは、Y1において管理監督を適切に行ったともいえないことになる。したがって、Y1においては、取締役としての義務違反を問われてもやむを得ない」とし、Y3について「コンプライアンス体制について十分機能させるために取締役としての責任があるものといえ、この観点から問題のある勧誘行為を抑制させるための措置を執る義務があった」とした上で、問題のある可能性が高い取引を抽出して定期的に各役員・支店長に連絡して注意喚起を行っていた事実を認定しながら、「会社において、原告らに対し、適合性等について問題がありながら、取引を開始継続させてきたのであり、これに対して有効な処置を施すことができなかつたのであるから、問題のある勧誘行為を抑制させるための措置を執る義務を果たしたとはいえない。」と述べ、コンプライアンス体制整備義務違反をその責任根拠とした。これに対して、Y2については「自ら統轄下にある営業担当社員において問題のある勧誘行為を行っていないかどうかを把握し、適切な管理を行う義務があった」と述べ、Y4については「適合性に問題があるとされるX1の取引について、取締役としての適切な監督をしていなかったといえるから、責任を負うべき」とし、取引についての適切な監督義務違反を問題とする記載となっている。本判決が、Y1・Y3とY2・Y4とについて義務違反根拠を分けた理由は不明である。

④ 名古屋高判平成25年3月15日判時2189号129頁

本件取引前から対象会社は多くの民事紛争を抱えており、行政当局から業務改善を求められ、日本商品先物取引協会から過怠金等の制裁を受けていた³⁴。

代表取締役社長Y1だけでなく業務・管理本部長兼取締役Y2、大阪支店支

34 主務省から債権者受託業務停止処分（14日営業日）と業務改善命令を受けているが、問題となった取引行為よりも4ヶ月半後。

店長兼取締役Y3、東京支店支店長兼取締役Y4についていずれもまとめて「控訴人会社の従業員が適合性原則違反などの違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを十分に認識しながら、法令遵守のための従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置を執ることなく、また、従業員による違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、会社法及び同法施行規則所定の内部統制システムを適切に整備、運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠したものである」として、従業員による適合性原則違反の勧誘行為の結果生じたXの損害について、代表取締役と取締役に対して、まとめて内部統制システム構築義務違反を認定し、会社取締役らの個人責任（約840万円）を認めた。

本件は、内部統制システム構築義務違反を理由として、取締役らの個人責任を認めた事案である。

⑤ 名古屋高判平成25年9月12日先物取引裁判例集69号162頁³⁵

金融先物取引業協会から譴責処分や勧告、過怠金賦課（200万円）などの処分を受け、関東財務局から金融先物取引業許可の取消処分を受け、農林水産省から商品先物仲介業の登録を拒否された会社（高裁判決前に倒産済み）が行っていた海外先物オプション取引について、コンプライアンス担当取締役Y1、営業担当常務取締役Y2、経理担当専務取締役Y3らに対して、「従業員らに対する指導監督を強化するなどの十分対策を講じることもなく、漫然と海外先物オプション取引の営業を継続していたものであって」……「本件の説明義務違反も、各従業員が連携して組織的になされたもので」「取締役が会社の営業方針等を改めたり、無理な勧誘等をしないよう従業員らに対する指導監督を徹底するなどの対策を講じてこなかったことにより発生したものと認められる」として、共同不法行為に基づく損害賠償責任（495万余円）

35 原審（東京地判平成25年2月22日先物取引裁判例集69巻133頁）は請求棄却

を認めた³⁶。

本件は、取締役らについて問題となった取引行為自体についての共同不法行為者として、賠償責任を認めた事案である。

⑥ 東京地判平成25年11月26日先物取引裁判例集70号199頁

客観的価値と著しく乖離した高額な価格で償還可能性のない社債を高齢者に売ったことについて担当者の不法行為を認定した上で、営業担当取締役Y1と経理担当取締役Y2に対して、「代表取締役であるZ1の業務執行を監視し、その業務執行が適正に行われるようにすべきであり、Z2（会社）が償還可能性のない本件社債を発行することを阻止すべきであったにもかかわらず、かかる監視義務を怠り、Z2が本件社債を発行することを阻止しなかったのであるから、取締役としての任務を懈怠したものと認められる」として、会社法429条1項に基づく損害賠償責任（2089万余円）を認めた。さらに、社外取締役Y3（無報酬・取締役の業務はしないことを会社から内諾を得ていた）についても同様の理由で監視義務違反を認め、Y2・3と同額の損害賠償責任（2089万余円）を認めた³⁷。

本件は、代表取締役に対する監視義務違反を理由として、取締役らの個人責任を認めた事案である。

⑦ 名古屋地判平成29年12月27日金融・商事判例1539号16頁³⁸：対第三者責任肯定

詐欺的社債販売について、代表取締役2名・経理担当取締役1名については

36 取締役としての代表取締役に対する監視監督義務違反を理由とする対第三者責任も主張されていたが、裁判所による判断はされていない。ただし、被告側では管理体制を整備していたことを理由として監視監督義務違反不存在を主張。

37 本件では、当事者が内部統制システム構築義務違反を主張していない。

38 実質的代表取締役Y3、非取締役兼営業統括部長Y4らについては、共同不法行為者として民法709条に基づく損害賠償責任が認められている。

共同不法行為責任を認め、名目的代表取締役2名（Y1・Y2）についても対第三者責任（会社法429条1項）に基づく損害賠償（原告82名に対して110万から3058万）を命じた。Y1・2について、会社業務の適法性・適切性確保の義務を問題とした（「(違法な社債販売を) 阻止した上で会社の業務が適正・適法に行われるように監督・是正すべき義務があった」）。本判決は、主に自らが経営業務に携わることなく、他の経営者に漫然と経営を一任していたことを理由としてY1・2の任務懈怠を認定しており、内部統制システム構築義務違反を独立した任務懈怠として問題としていない。

本件は、会社業務への監督是正義務違反（これと、一般的な監視義務との相違は明らかでない）を理由として、取締役の個人責任を認めた事案である。

⑧ 名古屋高判令和元年8月22日金融・商事判例1578号8頁³⁹

適合性原則違反および説明義務違反の商品先物取引販売行為について、会社と取引担当者だけではなく、会社Y1の代表取締役Y2・Y3に対して対第三者責任（会社法429条1項）（1080万余円）を肯定した。本判決は、各役員について次のように述べる。「主務省から本件行政処分後（筆者注：35日営業日の営業停止処分と業務改善命令）も、Y1（会社）においては、本件行政処分前と同様の従業員による法令違反行為が繰り返されており、Y2ら（代表取締役）が、従業員が適正な勧誘・受託を行うよう教育し、違法行為を防止すべく内部管理体制を確保する義務を尽くしていたとはいえ、その義務違反の程度は重いとわざるを得ない。」Y2らは、「法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務に違反しており、顧客の具体的な資産状況及び投資意向を前提とした投資可能資金額設定の適否に関するチェック体制の整備や、保護期間内の顧客が行う両建てに関する必要性、妥当性のチェック体制の整備は、Y1において、容易に行う

39 原審:名古屋地判平成30年11月8日金融・商事判例1559号19頁

ことが可能であったと推認されることからすると、Y2・Y3には重過失があったものと認められ、Y2・Y3の重過失とXが被った損害との間には相当因果関係があると認められる。」

本判決は、内部統制システム管理義務違反を理由としてY2・Y3らの個人責任を認めた事案である。

(ウ) 【否定例】

⑨ 名古屋地判平成24年5月8日先物取引裁判例集66号115頁

商品先物取引について適合性原則違反等の違法性を認め、会社には使用者責任（民法715条1項）を認めた上で、会社の代表取締役Y2・3、取締役大阪支店長Y4、取締役管理部長Y5、取締役東京支店長Y6らについては、会社の業務準則やマニュアル体制などが「従業員に対する違法行為を抑止するには不十分であるとまでは認められない」として内部統制システム構築義務違反を認めず、請求を棄却した。

本判決は、会社の内部統制システムが適切であると認定した上で、会社従業員の個人責任を否定している。判断過程においては、(1)代表取締役について従業員への教育と紛争防止の管理体制義務、(2)代表取締役以外の取締役について(2)-1「代表取締役への監視義務と内部統制システム構築を求める義務」、(2)-2「内部統制システムを構築する義務」の義務違反をそれぞれ別個に否定している。

⑩ 東京地判平成30年1月23日／平成25年（ワ）第34598号

商品先物取引について適合性原則違反等の違法性を認め、会社には使用者責任（民法715条1項）を認めた上で、代表取締役、取締役（会長、営業総合本部長、業務本部長兼人事部担当）についてまとめて内部統制システム構築義務違反を認めた。「本件取引当時被告会社の取締役であった被告役員らは、被告会社における商品先物取引の違法勧誘を防止ないし抑止する体制を構築

しこれを実際に機能させる義務を負っていたといえる。もっとも、会社の内部統制システムの整備及び運用の在り方は、コストとリスクのバランスなどの総合的な経営判断に委ねられるべきものである。したがって、当該会社において現に採用されているシステムの構築又はその運用が著しく合理性を欠く場合には、取締役には、内部統制システム構築義務違反による任務懈怠があるというべきである。」複数の民事損害賠償訴訟や主務省による行政処分などを受けても、会社が「本件取引の勧誘が行われた平成23年9月まで、……扱いを改めなかったことは、違法勧誘の再発防止のためのシステムとして合理性を欠くものであったといわざるを得ない。」ただし、当該義務違反とXの損害との因果関係が否定され、役員等の個人責任は否定された。

① 東京地判平成30年3月29日判例時報2426号66頁

従業員による有価証券報告書の虚偽記載によって課徴金納付命令を受けた会社の代表取締役に対する損害賠償請求を棄却した。監視義務違反については、「Yが、本件不正会計の事実またはその兆候を知っていたということは出来ず、他にこれを認めるに足りる証拠はない」と述べ、内部統制システム構築義務違反については、「業務執行を担当する代表取締役は、……内部統制システムを具体的に決定すべき義務を負う」としながらも「Yの整備した内部統制システムは、Aの事業の内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止しうる程度の機能ないし有用性を備えていた」「ノルマ達成を重視する人事考課制度の改定を含む内部統制システムを構築しなかったことが直ちに取締役に与えられた広い裁量を逸脱すると断じることができない」と述べ、内部統制システム構築義務と監視義務とを区別してそれぞれ別個に判断したうえで、義務違反を否定し、請求を棄却した。

(エ) 小括

否定例の裁判例も含めて多くの裁判例は、取締役個人に内部統制システム

構築義務が存在しており、当該義務違反を理由とした取締役の個人責任が追究しうるという立場を前提としている。

内部統制システム構築義務と監視義務とを別個の義務として取り扱い、かつ代表取締役・業務執行取締役については内部統制構築義務違反を、非業務執行取締役については監視・監督義務違反を検討している裁判例も複数見受けられる(②・③・⑥)。⑨については代表取締役に内部統制システム構築を求める義務と当該取締役個人の内部統制システム構築義務の両方を問題としている)。他方で、代表取締役と取締役を区別せずに一括して内部統制システム構築義務違反の有無を検討する裁判例(④・⑩)や内部統制システム構築義務違反を問題としているのか、監視義務違反を問題としているのか判然としない裁判例(⑦)も存在する。非代表取締役について、内部統制システム構築義務違反を理由として、個人責任を認めた事案は2件(③・④)にとどまる。

そもそもこれらの裁判例を概観しても内部統制システム構築義務と監視義務との使い分け、対第三者責任を問われた際に問題となる代表取締役・業務執行取締役と非業務執行取締役との具体的な職務義務の内容の共通点・相違点については、曖昧な点が多い。

5. まとめ

アメリカでは会社の内部統制システムの整備不備を理由として、会社役員の個人責任を認められる可能性は著しく低いとされている。これに対して、日本の裁判例は、内部統制構築義務を取締役個人の義務と位置づけて⁴⁰、体制不備の存在について非業務執行取締役も含めて取締役個人の責任を追求し

40 内部統制システム構築に対する取締役へのインセンティブとして個人責任を用いることの背景には、取締役の義務範囲を広く設定して義務違反を広く問いうる形にしてきた日本会社法の特徴があると思われる。

うる状況を導いている⁴¹。そして、学説もその状況を支持しているといえる。特に代表取締役に対しては、内部統制システム構築義務違反を理由とした個人責任を負わせることが裁判実務上確立しつつあるといえる。

しかし、この日本の状況は必ずしも論理的必然性をもつものではない。適正かつ公正な内部統制システムが整備されることによって、会社の利害関係者は結果的にその便益を享受するであろう。しかし、内部統制システム構築義務は、会社のシステムのあり方への関与の問題であり、会社の利害関係者に対する職務義務ではない。最近の裁判例は内部統制システム構築義務違反を根拠とした取締役個人の対第三者責任を認めつつあるが、そもそもこれら裁判例事案は消費者被害としての側面が強く、消費者法等による救済も考え得るところである。むしろ、アメリカの判例・学説にならい、かつ日本会社法の条文とも整合するように、内部統制システム構築義務を取締役会の義務として、あるいは代表取締役・業務執行取締役の個人的職務として位置づけなおすことも考え得るのではないだろうか。

本稿は、特に非業務執行取締役の対第三者責任を認める根拠として、内部統制システム構築義務を用いることについて、疑問を呈するにとどまっている。代表取締役と非業務執行取締役との内部統制システム構築義務についての相違点の有無、内部統制システム構築義務と監視義務との関係など、多くの問題点についての検討は今後の課題としたい。

* 本稿は、日本証券業協会第8期客員研究員の研究成果の一部である。

41 賠償責任ではなく、報酬を与えることによる取締役の規律づけを提案するものとして、飯田秀総「取締役の監視義務の損害賠償責任による動機付けの問題点」民商146巻1号33頁以下（2012）